

## ラティフンディアの成立と經營（上）

井 上 智 勇

—

抑、latifundium, pl. latifundia は heredium に對する相對概念で、一個の通常の家庭が耕作し得る土地量以上の所有地の意味である。經營又は土地の存在の仕方に關する概念でなく土地所有額に關する概念である。随つてその大

きさは一定でなく、存在の仕方も時に散在的であり、時に單一的である。(註一) カートが農業誌に描寫する單一的ラティフ

ンディウムはむしろその理想型であつて、多くの場合、レクリヴェンの指證する如く、散在的であることを普通とする。(註三)

ラティフンディアといふ語そのものの使用が既に稀であるばかりでなく、fundus, ager, villa, praedium, praedia,

possessio, domus 等の語で代稱されるのも、それが内容・形態によつて規定された術語的表現 (註四) une expression te-

chnique でないことを示すであらう。それ故、ラティフンディアの問題は、その大きさ、存在の仕方でなくて、先づその

成立過程でなければならぬ。ラティフンディアとヘレニズムが論ぜられる時は、ロストフツェフその他の主張に見ら

れる如く、その資本主義的經營法に就いてである。けれどもラティフンディアが經營概念でなく、土地所有量の相對概

念である以上、その成立はヘレニズムとの關係以前にも遡られねばならない。その意味で、テニフランクがラティフ

ンディアの成立を、ポエニ戦争後のシシリ島を初めとする屬州の増加、其處から輸入される多量の穀物のイタリア市場の擾亂、農民の没落、戦争による土地の荒廢——總じてポエニ戦争後のローマ中小農民の没落に平行せしめてゐる(註六)のは注意を要する。

一體ローマがもと原始的共產體であつたか否かは、こゝで深く尋ねべき問題ではない。コルネマンが主張するやうに、ローマの *Ursiedlungsformen* たる *pagus*, *oppidum* は既に土地私有 *Sondereigentum* の社會であり、所有地の大小にもとづく階級的社會ではなかつたか(註七)。假令コルネマンの土地私有説が、モムゼンの原初ローマ人の土地總有説(註八)に對して、未だ支配的學説となつてゐないとしても、今の場合筆者はさしたる痛痒を感じないのである。少くも共和制ローマが當初より土地私有の社會であり、身分制社會であると共に經濟的優劣の存する社會であつたことに就いては疑ふ餘地はないからである。何故なら、ローマ最古の法たる十二表法中の第三表は債權・債務に關して規定し、第六表は貸借・賣買に關する規定を掲げる(註九)。債權・債務・貸借・賣買は私有財産制社會に於てのみ見られる事實でなければならぬ。又ローマ最古の一法令たる *Servianische Verfassung* は、土地所有量によつて、市民の政治的・軍事的權利義務に階梯的秩序を與へたものである。それは従來の社會秩序の根柢をなした血縁的原理 *principle of birth* を富の原理 *principle of wealth* に置き換へたのである(註一〇)。勿論それはこの時に土地所有量の不等が始つたことを示すのではなく、却て、既存の土地所有量の不等を政治的・軍事的秩序の規準たらしめたと解すべきであらう。土地私有であり、所有量が不等であり、而もそれが政治的方の不等を誘致した社會に於ては、國土の擴大につれて土地所有額の大小の

懸隔が益々その距離を大にするのは自然である。殊にローマの如き公地 *Ager publicus* の自由開墾による先占權 *occupatio agri publici* が古くより慣習的に認められてゐる所では、戦争による公地の膨脹は、上層階級の合法的所有地擴大にその場所を提供するであらう。<sup>(註一)</sup> 先占權は勿論市民の平等といふ共和的原则によつて、法的にはあらゆる市民に解放されてゐる。<sup>(註二)</sup> けれども荒蕪地 *salus* の大量開墾と、その經營は、家庭の勞働力に限られた一般小農民には實際上不可能である。先占權は隨て理論的には一般市民に解放された平等權でありながら、事實上これを利用して得る能力の所有者——貴族や騎士階級の特權の觀がある。勿論公地の先占は法理論上は、國家の所有權 *dominium* が個人に移ることを意味しない。先占地の所有はその土地の用益權 *possessio* を所有するのみである。先占の合法化は官吏の承認に於て成立し、所有者は年々國家に對して納税の義務を負担しなければならぬ。<sup>(註三)</sup> それは、その地の所有權が依然として國家に保有されてゐることを示すのである。即先占地が公地の範疇から離脱して、完全な私有地に轉ずることは、少くも法的には認められないのである。然るに事實上はサルヴィオリやヴァンキュラの認めてゐるやうに、<sup>(註四)</sup> 賣買・嫁資・抵當・相續がこの種の土地に於ても行はれたのであつて、時經るにつれて何時とはなく完全な私有地となつて了ふのである。

*Occupatio* と關聯して重視されるのが、公地占有額を制限したりキニウス法 *Lex Licinia* である。この法に關してここでは次の二點が注目されるべきであらう。第一、この法は、從來慣習法として認められてゐた公地の先占權に、量的制限といふ條件付きではあるが、とに角成文法的基礎を與へた。第二、公地占有の量的制限が行はれたことは、當

時既にかゝる大所有地が成立しつゝあることを證示する。

而もこの法の違反に對する罰則が、法定超過地の國庫回收でなくて罰金刑であつた點も看過せない。何故なら、これによつて、この法の制限額は絶對的であり得ないからである。その上に、この法を實施するために特殊な官吏の設けられた記録もない所を見れば、違反者の所刑はローマの普通官吏に委ねられたと考へられる。官吏が貴族富者の獨占物であつたことは周知の事實である。先占を行ひ得るのも彼等である。かゝる社會に於て、この法が有名無實となつたとしても不思議でない。事實この法成立後數十年間に數回の處罰が行はれたことが傳へられてゐるけれども、以後は絶えてその記録がないのである。(註一五)前二世紀にカートがリキニウス法は存續してゐるけれども、貴族や富者に對する國權の寛容のために有名無實となつて了つたと述べてゐることがこの際思ひ合さるべきであらう。(註一六)處刑の消滅は違反者の消滅を意味しない。唯違反に對する法の嚴格性が失はれたことを示すのみである。

以上の論據を以てしても、ラティフンディアが共和制初期から、先づ *ager publicus* の中から發生し發展したことを主張し得る。ローマ社會の本來的な土地所有の不平等性、階級的な政治秩序は初期ラティフンディアの父であり、公地はその母である。テニ・フランクがラティフンディアの發生を、ポエニ戰爭以後のローマ社會の變轉の中に見、前二六四年をローマ經濟史上の劃期的な轉換點 *the parting of the ways* と考へたことは、少くもラティフンディアの成立に關する限り、認めることが出来ない。ラティフンディアの成立がローマのイタリア内擴大と平行して膨脹する公地の上に認められる以上、ポエニ戰爭後に考へることは一のアナクロニズムである。ポエニ戰爭とラティフンディアとの關

係は、その發生に就いての關係ではあり得ない。

註(一) Ch. Lécrivain, *Latifundia* (Daremberg-Saglio, Dictionnaire des Antiquités)

(二) Cato は二四〇ヘクタルのオリブ園の常置労働者を一人の *vilius*, 一人の *vilica*, 十二人の *servi* となし、このラティフムン・ヴィットに二軒の *villa urbana* と一個の *villa rustica* を建設すべしと説いてゐる。二〇〇ヘクタルの葡萄園に就いても略同様である。ラティフムン・ヴィットとそれの常置奴隷の合宿生活を綜合するならば、二四〇ヘクタル、一〇〇ヘクタルの農園は、散在する小額量の總計ではなくして、單一の農園と推定されるのである。Cato, *de agri cultura*. C. X. C. XI.

(三) Lécrivain, *ibid.*

(四) *id.* I. C.

(五) *id.* I. C.

(六) T. Frank, *Economic History of Rome*, 1926. p. 90 ff.

(七) Kornemann, *Polis und Urbs*. *Klio* V. S. 81.

(八) Mommsen, R. G. Bd. I. S. 36, S. 182. *Staatsrecht*. Bd. III. S. 118.

モムゼン説の論據を盡く痛烈に否定したのは R. Pöhlmann, *Gesch. d. antiken Kommunismus u. Sozialismus*, II. S. 456. I. S. 90. である。ローマが本来土地私有の社會であることは Max Weber, *Die römische Agrargeschichte*, S. 82 ff. にも認める所である。恐らく、ローマ人の土地共有乃至總有は理論的追想に於てのみ假定し得ることであり、イタリア半島に入つてよりローマ都市國家が成立する迄の數百年の期間に、土地私有制社會は成立したと考へるべきであらう。

(九) P. F. Girard, *Textes de droit romain*. p. 13.

(一〇) L. Homo, *Roman Political Institutions*, p. 20 f.

(一一) Vancura, *Leges agrariae*. (in Pauly-Wissowa, *Realencykl.*). M. Weber. a. a. O. S. 125.

ラティフムンディアの成立と經營(上) (非上)

第二十四卷 第二號

九一

- (一) Vancura, l. C.
- (二) *ibid.*
- (三) *ibid.*
- (四) *ibid.* Salvioi, Der Kapitalismus im Altertum. S. 70.
- (五) Vancura, a. a. O.
- (六) Gellius, n. a. VI. 3.

## 二

ボエニ戦争以後のラティフンディア發展が問題視される時、從來特に強調されて来たことは、中小土地所有者の没落である。モムセンやヘートランドの如きボエニ戦争以前に大土地所有の發生を認める者も、ボエニ戦争以前と以後とのその發展の相違を、前者は公地の中に發生し、後者は中小農民の土地喪失と相關的に發展したことに認めるのである。事實共和制ローマ史を社會經濟史的觀點からは、これを大きく、前三世紀を堺として、以前を政治的權利の水平化過程とし、以後を經濟的階級的對立とする<sup>(註三)</sup>ことも可能である。前三世紀初頭に「Comitia tributa」に於ける plebscitum が元老院の批准 auctoritas Patrum を俟たずして法的效力を發生すると決定された時、最早在來の patrici と plebs との法的權利の差等は解消したのであつて、共和的平等制は法理論上この時に完成したのである。<sup>(註四)</sup> Servianische Verfassung, Tribunus plebis, Lex Licinia 等は、共和制當初の所謂 Ständestaat der patrici を打破して共和的法的平等を完成する過程に他ならない。前三世紀迄にみられる plebs の運動は、殆んど總て法的平等性獲得の政治運動で

あつた。經濟的不平等は存しながら、その上に立脚した階級闘争はみられない。土地法は *Lex Cassia agraria* (前四年と傳へらる) 以下枚舉に邊なき程制定されたとは言へ、それは植民に關するもので、土地の再分配を規定したのではない。蓋しこの時期のラティフンディアの發展がイタリア諸部族征服に附隨する公地の増加に伴つたものであつて、一定量の地域内に於て行はれたものでないこと、征服地には必ず植民が行はれたことが、ラティフンディアの發展が中小農民との摩擦なく行はれ得た理由と考へられる。

初期のラティフンディアが公地の中から誕生したのに對して、ボエニ戦争以後のラティフンディアの發生成長は、中小地主の没落と平行したものと對比される。事實、中産者の没落を無視しては、グラッキ *Gracchi* の運動も、マリウスの兵制改革も、共和末期百年の政治的武力的闘争も理解出来ないであらう。まことに中小地主の没落は、共和制崩壊過程の上にみられる諸事實のボーデンであつた。この期の經濟史の上で、この中産者の没落とその原因が主題となるのは決して理由なきことでない。

從來種々な見解がとられて來た。モムゼンはボエニ戦争以後取得された屬州よりの穀物輸入とその安價分配 (*Grain-reispendung*) を強調し、ローマの穀物生産が不利な條件に陥れられ、かくして中産農民の没落を招いたとする。<sup>(註七)</sup> プレンタノは連年の戦争による農民の負債増額、ラティフンディアのカルタゴ風資本主義的經營への轉化、及びそれに壓迫された中小農民の窮迫とを、彼等の没落の原因とする。<sup>(註八)</sup> ヘートランドの見解もプレメンタノと全く一致する。<sup>(註九)</sup> テニ・フランクは第二ボエニ戦争による土地荒廢を加へる他は、モムゼンとプレメンタノの意見を綜合した見解をとる。<sup>(註一〇)</sup> フェレ

ロは地中海世界のローマ領となると共に、ローマを中心とした商業路の開發されたことに着目し、商業資本主義の糧頭を説き、それにもとづく資本の土地への投資、中産農民の商業への轉業に、小土地所有者の消滅の由來を考へてゐる。兵役の過重負擔 *overburdened with military service* と農工商業の資本主義 *capitalistic system* を説くロストフツエフの見解も、ブレンタノやフェレロの見解から遠いものではない。以上の如き種々な見解の結論は、「到る所に於て小土地所有 *Kleingrundbesitz* は消滅した」といふこと、即ち「壓迫者と被壓迫者 *oppressors and oppressed*」の對立、「巨大な資本金・大土地所有者と不斷に増加する都市プロレタリアト」との尖锐な對峙である。こゝで従來主張されて來た見解を綜合すると、

- 一、戦争による運命的な農民の没落と農民の轉業
  - 二、屬州穀物輸入によるローマ市場の混亂
  - 三、農業その他の生産の資本主義化
  - 四、以上の理由によるローマ社會の大土地所有者と非土地所有者との峻鋭なる對立化
- といへるであらう。

ローマの軍隊は、マリウスの兵制改革によつて職業的軍人の現はれる迄は、市民軍である。十七歳から四十六歳迄市民は常に兵役の負擔を荷はねばならない。又自由市 *municipia* や同盟都市乃至部族 *socii civitates foederatae* はローマに軍隊を提供する義務を負うてゐる。ポエニ戦争以後幾十年と繼續された外征は、ローマ市民は勿論、ロー



マの宗主権の下に統合されてゐた自由市、同盟諸市、諸部族の市民や部族民を、永くその産業部門から隔離した。彼等の家族が負債に苦しみその所有地を債権者の手に渡さねばならなくなるのは、Militarstaatとしての特徴をもつ

ローマ國家の構造と戦争との生み出す必然的運命である。從軍兵士の土地喪失はリヴィウスの記述によつても證示し得る。<sup>(註一八)</sup>殊に第二ポエニ戦争には、ハンニバルのイタリア侵入後、約十六年間、中部及び南部のイタリアの地が敵味方の

軍靴の蹂躪にまかされ、多數の農民はその土地を失つた。隨て戦争による農民の没落を云ふことはそれ自體決して誤りではない。又農民の轉業も、フェレロやマイヤの言ふ如く都市生活のもつ魅力から起因されたものであらう。ペー

ルマンが共和末期の都市、殊にローマ市の人口増加を指摘して、それが商工業の新生活を求める積極的土地喪失者によるとしたのも正しいであらう。<sup>(註一九)</sup>ポエニ戦争後の希臘的東方的な豊かな感情をもうちに泄へた都市生活は、朔漠とし

た農村生活者にとつては限りなき魅惑であらう。希臘的知に向ふ理性愛好に對してマハッフイの云ふ、ヘレニズムの低級面 lower sides of Hellenism <sup>(註二〇)</sup>が農村へ浸潤したとも言へやう。要するに、戦争による運命的な農民の没落と、

轉業による積極的な土地喪失は、ポエニ戦争後の著しい現象と言つて差支ない。

かゝる傾向を古代著作作家をして立證せしめることも決して困難ではない。プルタルコスがテイベリウス・グラックスの演説として記録してゐる「イタリアに住む野獸はそのねぐらを持つてゐるが、イタリアの爲に或は戦ひ或は倒れる

者は空氣と光との他に一物も持たない……イタリア人は世界の支配者と言はれる、然も一握の土さへも持たぬ<sup>(註二一)</sup>」は人口に喰ふしてゐる。又サルスツスもそのユグルタ戦記の中で「カルタゴ戦争後、國政は少數者に壟斷され、國庫も屬州

も名譽も勝利も、彼等にのみ享受されてゐる。一般市民は軍事と貧困 *militia atque inopia* の重過きる荷物の下で呻吟してゐる。……出征兵士の家族は近隣の有力者に追はれて故郷を失ふ<sup>(註三三)</sup>と記してゐる。前一〇四年の護民官 *Lucius Marcus Philippus* は公地再分配法案を提出した時、その法案提出の理由として土地喪失市民の激増を述べた。その演説の一句「國中土地を有つ者二千人を出でず *non esse in civitate duo milia hominum, qui rem haberent.*」<sup>(註三三)</sup>この句を傳へるキケロが既に指摘する如く<sup>(註三四)</sup>恐らく事實を極度に誇張したものであらう。誇張は併し虚構ではない。我々は少くもその傾向を承認しなければならぬ。

註(一) Mommsen, R. G. Bd. I. S. 443.

(二) Heiland, *Agricola*, p. 136 f.

(三) Homo, a. a. O. p. 55 f.

(四) *id. ibid.* p. 53 ff. esp. p. 56.

(五) Fr. Leifer, *Studien zum antiken Ämterwesen* Bd. I. (Klio, Beiheft XXIII).

(六) Vancura, *Leges agrariae*.

(七) Mommsen, a. a. O. S. 839, 842.

(八) L. Brentano, *Das Wirtschaftsleben der antiken Welt*. S. 97, 105.

(九) Heiland, a. a. O. p. 139 ff.

(一〇) T. Frank, a. a. O. p. 93 ff.

(一一) Ferrero, *Grösse und Niedergang Roms*. Bd. I. S. 32.

(一二) *ibid.* S. 89.

- (一三) *ibid.* S. 70.
- (一四) Rostovtzeff, *Social and Economic History of the Roman Empire*. p. 23, p. 19.
- (一五) Ferrero, *op. cit.* S. 89.
- (一六) Rostovtzeff, *op. cit.* p. 24.
- (一七) Ed. Meyer, *Die wirtschaftliche Entwicklung des Altertums*. Kl. Schrift. Bd. I. S. 142 f.
- (一八) Liv. XXVIII. 11, 9.
- (一九) Pöhlmann, *Die Bevölkerung d. antiken Grossstädte*, 1884. S. 28 ff.  
Meyer, *op. cit.* S. 204.
- (二〇) Mahaffy, *Silver Age of Greek World*. p. 107.
- (二一) Plutarch, *Tib. Gracchus*. IX. 4, 5.
- (二二) Sallustus, *de bello Jugurthino*. 41.
- (二三) Cic. *de off.* II. 73.
- (二四) *id. l. c.*

三

我々は既に、前二世紀に小農民の没落傾向の顯著なることを見た。この傾向は共和末期百年の内亂時代から帝政期を通じて決して停止してゐない。それは次の二三の事實に徴して、明かである。スルラはマリウス派を虐殺・追放によつて掃蕩した後、彼等の所有財産を没收し、且 *Faesulae*, *Praeneste*, *Pompeii* 等マリウス派を支持した都市の所屬地をも没收し、これ等の地を彼の爲に戦つた二十三軍團の兵士(約十萬)に分與した。然るに二十年後のカティリナ

Lucius Sergius Catilina 陰謀事件には、先きにスルラの股肱となり、土地贈與の恩恵に浴した市民の多くが、このクーデタ運動に加つてゐる。<sup>(註三)</sup> 彼等はスルラより與へられた土地を既に失ひ、今又カティリナに従ふことによつてスルラと同じ恩恵にあづからんとするのである。<sup>(註二)</sup> カエサルもその軍隊に土地を給與し、<sup>(註四)</sup> アウグスツスも約十二萬の従軍兵士の爲に土地を買ひ、彼等を植民してその土地を分與しなければならなかつた。<sup>(註五)</sup> それはカエサルやアウグスツスの前に、土地を失つた貧困市民の巨多であつたことを示してゐる。ローマ世界の擴大と共に、富める者の野心は全プロヴィンキアの所有を目指してゐる。果しなく所有地を増大しようとする熱望 *cupido agros continuandi* は、<sup>(註六)</sup> 宛も熱病の如く彼等をプロヴィンキアへ驅り立てた。至る所に大所有地をもつてゐることは彼等の最も誇りとする所である。<sup>(註七)</sup> 共和末期以來、軍隊所有者が事實上の國政擔當者となり、*Respublica* の代表者・國家の主宰たる元老院は唯名目上の立法權を保有する影像 *une ombre* に過ぎない。<sup>(註八)</sup> 元老院階級は多くローマに於ける政治活動から離れて地方の地主となつた。<sup>(註九)</sup> ドミティアヌス帝やコンスタンティヌス帝の絶對皇帝權が確立して以來は、元老院議員は名實共に、政治的團體としての地位を失ひ、唯社會的最上階級たるに過ぎなくなつた。Les sénateurs conservent un rôle de premier en tant que classe sociale, sinon comme corps politique.<sup>(註一〇)</sup> 筆者がこの現象を如何に注目するのは、ローマ帝國の政治組織の變化を指摘するためではない。元老院議員が地方に分散して *une classe rurale* を形成することは、ラティフンディアが地方に擴大することである。帝政時代を通じてラティフンディアが發展したことを示す一例とするに過ぎない。帝政期のラティフンディアの存在發展を示すために尙次の一事を示して満足したい。アウグスツス以後、帝庫 *sons*

所屬の地と皇帝私有地とが區別された。後者は皇帝世襲財産 *patrimonium principis* である。(註一三) この世襲地は法的に

は私有財ではあつたが、事實上は帝冠と共に傳承されてゐる。Julius Claudius 家が帝位を繼承してゐる間は勿論

その帝室の私有財としての性質を保有してゐた。然るに Flavius 家は、帝位と共に先帝の世襲財をも獲得してゐる。(註一四) 帝位と世襲財との不可分關係は爾後の帝室更替に於てもたしかめられるのであり、遂には一つの法律上の規定となつてゐるのである。(註一五) 新皇帝は自己の所有地の上に皇帝世襲財を重ねることによつて廣大な私有地をもつのである。

その他、自由意志より或は強制されて、遺産相続權を皇帝に遺贈する者も少くない。(註一六) 又處刑者の土地は *aerarium* と *fiscus* と *patrimonium principis* の間に三分される。(註一七) 要するに皇帝自身が最大のラティフンディア所有者であつたのである。皇帝私有地とは別に皇妃・皇子・皇女も亦それらの世襲地を所有したのである。例へばタキツスの記述に

よれば Agrippina は皇帝と同じ程の廣き土地を所有し、(註一八) ヨゼフスによれば、Livia は屬州ユダエア Judaea の一地方全體を所領して年々六十タレントの收入があつたと傳へられ、又リディアのティアティラ Thyatira にラティフンディアを有ち、リヴィアの財庫 *arca Liviana* を備へてゐたと言はれる。(註一九) その他歴代の皇帝の皇母・皇女・皇妹等がラティフンディアを所有したことが出土した煉瓦の銘から立證されてゐる。(註二〇)

帝政時代を通じてラティフンディアは發展擴大こそすれ、決して崩壞してゐない。大プリニウスの「ラティフンディアはイタリアとプロヴェンキアを破滅せしめた *Latifundia perdere Italiam, iam vero et provincias*」と云ふ歎聲は無根のなげきでない。同じなげきを我々は、タキツス、セネカ、アブレイウス、ウァレリウス・マキシムス等の記録の

中にも聞くのである。<sup>(註二)</sup>

以上の論證によつて明かなやうに、ラティフンディアの發展が共和時代から帝政時代を通じて停止してゐないこと、中小土地所有者の所有地喪失が種々な理由から起つたことが認められる。初期帝政に小作人が増加すること、それがやがて土地付小作人に顛落して行つたことを併せ考へる時、<sup>(註二三)</sup>中小地主の土地喪失といふことは疑ひ得ない事實である。

然らば、從來の支配學説たる中小農民の全面的没落は最早絶對的に承認されねばならないのであるか。ローマ世界は「壓迫者と被壓迫者との」或は「大土地所者と都市プロレタリアートとの」單純な二大階級の對立社會であつたか。プリニウスの云ふ如く、ローマ世界はラティフンディアの一元的世界であつたか。

註(一) Sallust, Cat. 16, 37.

(二) Cic. Cat. II. 20.

(三) Sallust, op. cit.

(四) Tacit. Ann. I. 2.

(五) Ferrero, a. a. O. Bd. IV. S. 260.

(六) Liv. XXXIV. 4.

(七) Columella, rei rusticae libri duodecim. I. 3, 11.

(八) Lot, La fin du monde antique et le début du moyen âge. p. 10.

(九) Colum. I. praef, 15.

- (一〇) Lot, op. cit. p. 100.
- (一一) Lécrivain, a. a. O.
- (一二) Suet. August. 101. Mon. Ancyr. 3, 8; 3, 9; 4, 19; 4, 21; 4, 24.
- (一三) Dio. Cass. 54, 23. Plin. n. h. 9, 167.
- (一四) CIL. 8, 8425-26.
- (一五) Dig. 31, 56.
- (一六) Suet. Aug. 101. id. Nero. 32. Tacit. Hist. 2, 32.
- (一七) Dio. Cass. 53, 23; 55, 32, 2. Tacit. Ann. 4, 19-20; 6, 2; 6, 19.
- (一八) Tacit. Ann. 13, 13.
- (一九) Joseph. bell. Jud. 2, 63. Lécrivain, op. cit.
- (二〇) Lécrivain, op. cit.
- (二一) Plin. n. h. XVIII. 6.
- (二二) Tacit. Ann. 3, 53. Seneca. de benef. 7, 10. Apul. Metam. 8 et 9, 35. Val. Maxim. 8, 6, 1.
- (二三) Fustel de Coulanges, Le colonat romain (Recherches sur quelques problèmes d'histoire).

#### 四

従來の支配學說に對峙して、獨り、小土地所有者の健在を主張する者はサルヴィオリである。<sup>(註)</sup>サルヴィオリはその「古代資本主義」に於て従來の學說の誤謬として次の三點を指摘する。第一、小土地所有者の存在を示す古代の記録を無視せること。第二、その論據となつてゐる古代歴史家の記述が必ずしもローマ世界全體の土地所有關係を正確に傳

へるものでなく、却て、ローマの近郊・南部イタリア・シシリ島・サルディニア島・アフリカ等特にラティフンディアの發達した地方の情態を、宛も全ローマ的現象かの如く、修辭的に誇張したものである、而も近世の歴史家はこの點を無視して、彼等と共に局部的現象を一般化せること。第三、ポエニ戦争以後に於けるローマ經濟の發展を誇大視して、これを資本主義と呼び、近代資本主義社會にみられる中産階級の没落・富の偏在等の現象をそのまゝ誤つて古代社會にも挿入したこと。この三點である。今日に於てもサルヴィオリの指摘した誤謬は充分克服されてはゐない。レオン・オモが *Roman Political Institutions*, 1929, p. 90 に、前二世紀以後の *Oligarchy* 發生の經濟的根底として *disappearance of the middle class* を舉示し、又フランツ・アルタイム Fr. Altheim が *Epochen der Römischen Geschichte*, Bd. II, 1935, S. 204 に、共和末期をローマ社會全體が危機に直面した時代となし、その一つの危機は *Niedergang des bauerlichen Mittelstandes* としてあらはれた *Agrarkrise* であると説く如く、從來の支配學説は、猶無批判的に承認されてゐるかに思へる。筆者はこゝにサルヴィオリと共に以上の三點に就いて反省の必要あるを思ふのである。かくすることは又同時に、第二節に於いて傳統的學說の特徴とした條項の第二、第三、第四の諸點に對する批判ともなるであらう。

先づ次の事實を銘記しなければならない。ローマはイタリアを統一した時、被征服民から通常その所有地の三分の一、時には二分の一、或は三分の二を取得した。つまり被征服民の所領の一部分を割讓せしめたのみであつたのである。全部の地を要求したのは極めて稀で、特別な懲罪的意味に於てのみである。<sup>(註三)</sup>言ひ換へれば、イタリア族民討伐は



彼等の殲滅 Verichtung)によつて終るのでなく、賠償 Busse の提供を以て終るのである。即被征服民はその土地から放逐されるのでなく、それを持續するのである。國境近き所 agri limitanei ではローマの不完全市民 cives sine suffragio et jure honorum (選舉權及び被選舉權なき市民)とされ、勿論その地の所有權を維持する場合さへあるのである。<sup>(註三)</sup> 隨てイタリアに於けるローマの征服は、土地所有構造には決して大變化 Umwälzung in der Zusammensetzung des Grundeigentums を齎さなかつたと言はねばならない。一般イタリキ Italic の土地所有が大小様々であつたことが認められるならば、<sup>(註四)</sup> ローマ征服後のイタリアには大小様々な土地所有者が繼續したと認められなければならない。且共和制から帝政を通じて行はれた植民は枚擧に違がない。<sup>(註五)</sup> 一體ローマに於いては、植民に對する土地授與は、ローマ法上土地の完全私有權 dominium ex iure Quiritium の讓與 assignationes と言はれるものゝ一種であつて、assignationes colonicae と言はれる。<sup>(註六)</sup> これは assignationes vitanae (公地の個人的授與——植民地の集團的授與に對する。植民には個別的に土地が與へられるのでなく、二〇〇ユゲラの地 centuria が一植民團に與へられる。植民各人の受領地は隨つてその時の植民數によつて不定である。)と共に、納稅義務から自由である點で、他の公地取得法と異なる。何故ならばこれ以外の公地取得法、例へば公地の自由開墾による取得 occupatio も、questor の合法的公地賣買によつて得た土地 ager quaestorius も、<sup>(註七)</sup> 少くも法的には、年々國家に納稅すべき義務を負ふからである。それは嚴密な法的立場からは納稅私有地 ager privatus vectigalisque と) dominium ex iure Quiritium から區別される。

完全私有權を有つ植民が頻繁に行はれたことは、既に、小土地所有者が常に作られ存在したことを示證する。スルラ、カエサル、アウグスツス等の手兵に對する土地贈與、アウグスツス、ティベリウス、ネルヴァ、アレクサンデル・セヴァルス等の諸皇帝の小農民保護(註七)は、ラティフンディアの益々發展した共和末期より帝政にかけても、小土地所有者が存続したことを示すであらう。古代著作家もこれに就いて決して盲目ではない。例へば、フロンティヌス *Frontinus* は、イタリアには、多數の地主 *densitas possessorum* が存在すると語つてゐる。(註八) *possessor* は必ずしも小土地所有者を意味せず、大小如何を問はず土地所有者を意味する概念である。けれども彼は、*ager* で *densitas possessorum* といふ表現を、*ager* の僅少 *exiguus agrorum* といふ表現に對立せしめてゐる。*ager* がラティフンディウムの代用語であることは前に述べた。隨つて *densitas possessorum* が巨多の小土地所有者を意味することは明白である。それ故彼が他の個所で多數の人々が種を蒔く *multi serunt* と言つた時、その多數は、多數の奴隸を指示するのではなく、自作する小農民に就いて語つてゐると推定すべきである。

この他小ブリニウスはトリアヌス帝時代に、上イタリア *Gallia Cisalpina* では奴隸の使用はなく、小農は自作し、都市に住む地主も日傭労働者 *operarii* を使役すると語つてをり、(註九) 土地測量者 *Gromatici* の記録には、屢々、ラティフンディアの間に介在する小さい土地 *particulae in mediis aliorum agris* が傳へられてゐる。(註一〇) シシリ島・カンパニア・ルカニア等のラティフンディアの發展した地方に於てさへ小土地所有者の存在したことが確められるのである。(註一一) 小土地所有者の消滅 *Verschwinden* を主張するために屢々ウエルギリウスやユウエナルスが引證される。これ等の詩

人が小土地所有の消滅を歎ひ、<sup>(註一三)</sup>小地主の時代と大地主の時代として過去と今の帝政期とを對比せしめてゐることは確である。けれども彼等と同時代のホラティウス、マルティアリス、ティブルス、プロペルティウス、カツルルス<sup>(註一四)</sup>等が、同時に、小土地所有者や自由小作人に就いて或は語り或は歌つてゐることを無視すべきではない。ウエルギリウスやウエナルスは過去を理想化し、その幻影に對して現實を對比せしめることによつて詩的效果を的ふものである。勿論かゝる詩的誇張の中にも時代の傾向を窺はしめる若干の眞實はある。けれども彼等の誇張した叙述をそのまま、實態として認めることは他の資料が許さないのである。

小作人 *colonus* は嚴密な意味では土地所有者ではないであらう。殊にローマの如き法的規定の嚴格なところでは、完全私有 *dominium* と、用益權所有 *possessio* とは區別されねばならない。又同じ用益權にしても、開墾・賣買による公地手得に於ける如く國家より永久的に與へられた用益權と、個人と個人の契約によつて成立する小作關係——一時的用益權の制限的即地代を媒介にした讓渡とは區別されねばならないであらう。何故ならば前者に於ては單なる用益權が屢々不知不識の間に所有權に變化したし、賣買・讓渡を行ひ得た意味で事實上完全所有と大差はなかつた。然るに後者に於ては、慣習的に永代小作關係に變化しても、決して所有權に變化することはなかつたからである。隨つて小作人の存在を小土地所有者と混同することは許されなかつたかも知れない。否、小作人の増加は却て小土地所有者の没落と大地主による土地の兼併 *Enteignung* をさへ指證するであらう。けれども、「ラティフンディア所有者と都市プロレタリアト」の對立世界と考へるマイヤの見解は、小作人が存在するといふ事實の前にさへ崩壞すべきである。

小土地所有者や小作人の存在はひとりイタリアに限られない。ロストフツェフのすぐれた研究は、ローマ領エチオピアに大小種々な私有地 *ἰστανῆν γῆ, γῆ xarotizon, γῆ xipouziakῆ* があり、皇帝領 *Basilikῆ* には帝領小作人 *Basilikoi γεωργεῖται* が耕し、公地 *δημοτικῆ γῆ* || *ager publicus* には公地小作人 *δημοτικοὶ γεωργοὶ* が耕作することを立證した。(註一五) 又彼はキケロの記述 *Cic. Verr. II, 3, 228* : *Siculi, coloni populi Romani atque aratores* ; *102* : *aratores populi Romani* ; *57* : *colonus aratorque vester.* を通じて、ラティフンディア經營がカルタゴ時代以來存在するシシリ島に於ても、シシリア、ローマ人の小土地所有者や小作人の存在をも證示する。(註一六) 同じ存在を小アジアの *ἰαοὶ, Basilikoi* にも見るのである。(註一七)

ローマ征服以前のガリア社會が少數の神官 *druides* 貴族 *nobilis* || *honestus* || *illustris* 騎士階級 *equitatus* と、多數の庶民 *plebs* と奴隸 *servi* とに分れてゐたことはカエサル(註一八) の記録が物語つてゐる。庶民の多くは貴族や騎士階級の小作人であつて、その若干が自作農民と考へられてゐる。(註一九) 言ひかへれば、ローマ征服前のガリアは、その經濟情態から見れば大地主・小地主・小作人・奴隸の社會であつた。この經濟關係は、フュステル・ド・クランヂュも認めるやうに、ローマ征服後も殆んど變化してゐないのである。(註二〇)

以上の概觀的考察によつても、ローマ世界が決してラティフンディア一元の世界でなく、大小種々な土地所有者の世界であつたことが知られると思ふ。ラティフンディアが決してヘレニズムの影響によつてのみ發生したものでなく、イタリヤはそれ自身の發生根據をもち、西部プロヴェンキアも亦ローマ以前にその發生の歴史を有つ。ラティフンディアの發生根據が既に一元的に求め得ざる如く、ローマ世界はラティフンディアの一元的世界でもない。

モムゼンやテニ・フランクが外地穀物輸入による市場の變化を、小土地所有者没落の決定的原因と考へたことには、二つの重大な誤謬が潜在する。一は局部的市場變化を一般化してゐること、二はラティフンディア經營を一般に企業的生産と前提してゐることである。第一の點に就いては、ラティフンディアが既にイタリアのみならずローマ世界全體を包攝したものでないことが明かにされた以上、最早次の事實を指摘すれば足りると思ふ。ケケロの記述が明證するやうに、ローマ市のパン原料の供給地は古來ラティウムであつた。(註二二)而してこの都市の近郊地帯では、野菜・果樹・ミルクが産出されたのである。(註二三)今シリ島・サルディニア島・アフリカ等の政府所有の地から多量の穀物が輸入され、政府の手によつて安價に拂下げられたとは言へ、それは唯ローマ市に於てのみ行はれたことである。隨てこれによつて打撃を蒙る穀物産地はラティウムに限られる。全イタリアの穀物生産を危機に墮れたとするモムゼン・フランク説はローマを市場とする穀物生産地を不當に擴大したと言はねばならない。(註二三)要するにローマ近郊地域の農民の没落、穀物生産から葡萄・オリブ栽培への變化、ラティフンディアの可能的擴大を全イタリア的現象と誤認したものと言はざるを得ない。

市場によつて經營が左右されると主張するためには、經營が市場に於ける利潤追求を原理とする營利事業であつたと前提しなければならぬ。從來サルヴィオリ以外の總ての歴史家はこれを前提とした。否、資本主義的經營とさへ主張して來たのである。果してそれは正當な主張であるか。筆者は次に最後の問題たるラティフンディアの經營に就いて検討を進めなければならぬ。

- 註(一) Salvioi, op. cit. S. 27 ff. 86 ff.
- (一) 拙稿「イリュシマン・パルママンの運動(史林第十七卷第一號)參照
- (二) Siculus Flaccus, 155, 6.
- (三) Kornemann, a. a. O.
- (四) id. colonia. (P-W. Realencykl.)
- (五) J. Declareuil, Rome et l'organisation du droit.
- (六) Salvioi, op. cit. S. 88.
- (七) Frontinus, 56, 17.
- (八) Plin, Epist. III, 19, 7.
- (九) Hygin. 130, 5.
- (一〇) Salvioi, op. cit. S. 87.
- (一一) Vergil. Georg. IV. 125-133.
- (一二) Juven, XIV. 161.
- (一三) Mart. VI. 16, 73, XII. 72, VIII. 40. Tib. Priapea. 81, 1. Prop. III, 12, Cat. 23.
- (一四) Rostowzew, Römische Kolonat S. 88 ff.
- (一五) ibid. S. 238.
- (一六) ibid. S. 310.
- (一七) Caesar, bell. Gall. VI. 13, I. 31, V. 45, VI. 19.
- (一八) Fustel de Coulanges, Les institutions politiques de l'ancienne France vol. I. p. 33, Albert Grenier, La Gaule romain. (T. Frank, An economic survey of ancient Rome. vol. III) p. 495.

(110) Fustel de Coulanges, Les institutions politiques. vol. I. 65 ff.

(111) Cic. ad. Att. XIV. 3.

(112) Apuleius, IX. 32. Vergil, Georg. I. 275.

(113) Salvioi, S. 146 f.

## 五

經濟が經濟行爲の總體であるとは經濟學上の常識的概念であらう。<sup>(註一)</sup>ラティフォンディアの經濟史的意義も、その存在關係と共に、更にその經營形態が究明されることによつて初めて明かなるであらう。

扱、ラティフォンディアの經營は既に十九世紀以來、古代經濟史上の中心問題の一である。論議の過程は、國民經濟學者の經濟段階説 Stufentheorie に發端し、古代史家によるその批判となり、今や又その再批判が要求されてゐると言ふやう。

經濟段階説の代表者はカール・ブヒエルである。彼はその著「國民經濟の發生」<sup>(註二)</sup>の中で、古典古代の全物質文明の基礎は封鎖的家内經濟 geschlossene Hauswirtschaft で、生産は全く家自身の需要の爲に行はれ、交易を前提としない。即純粹に個別生産 reine Eigenproduktion であり、無交換經濟 tauschlose Wirtschaft である。古代の奴隸制 Sklaverei はこの封鎖的家内經濟を最高度に發展せしめた、と主張した。即彼によれば古代經濟に於ては、生産 Produktion と消費 Konsumption が家に始つて家に終る。それは中世後期の都市と農村との封鎖的都市經濟 Stadtwirt-

schafft と近世の國民經濟 Volkswirtschaft と共に、經濟發展の三段階をなすといふのである。勿論經濟段階説はブヒエール以前にも主張された。例へばウイールヘルム・ロシャヤが「古典古代に對する國民經濟の關係」に於て、生産様式による經濟發展を三段階に分け、一、自然が生産の主要因である時代、二、人間の勞働が重要な要因となつた時代、三、資本が生産の主要因となつた時代とし、古代經濟は第一及び第二の段階を未だ脱しない時代とした如きその一例である。同様の見解は、カール・ロードベルツに於ても見られる。彼によれば古代の地主は奴隸を原料生産の勞働力とすると共に、他の奴隸を加工勞働者として使用する。加工品を市場に運び之を賣却するのも彼の奴隸である。云ひ換へれば、生産の全行程が彼の家 Oikos に於て完了する。古代の家はかくて完全な經濟的獨立力 ökonomische Autarkie を持つ。かくる見解のもとに彼は古代經濟は都市經濟や國民經濟に對して Oikowirtschaft と呼ばるべきであると主張したのである。

古代經濟を完全な封鎖的經濟とする經濟段階説は、ブヒエールに於て最も徹底されたのである。古代社會には職人もなく、手工業者もなく、無論賃銀勞働者を使用する企業家もない。封鎖的な家以外には工業もない。史料の上に見える artifices——手工業者は自由勞働者ではなくて、地主に附屬する手工業奴隸に他ならない。以上が地主の經濟的獨立 wirtschaftliche Autonomie を主張するブヒエール説の要綱である。<sup>(註五)</sup>

この經濟段階説に對して鋭い否定的批判は既に十九世紀の末葉に古代史の泰斗エドワルド・マイヤによつてなされ、<sup>(註六)</sup>更に二十世紀初頭にはヘルマン・グムメルスによつて、より詳細な論據の上に否定されたのである。<sup>(註七)</sup>



抑々經濟段階説が成立する爲には古代の農業が完全な奴隸經濟であることが前提されねばならない。然るに、ローマに就いて言へば、古く *colonus* は耕す人即自作農民を意味した。即小地主であつて必ずしも奴隸の所有者ではない。大地主と雖も亦必ずしも奴隸によつて自營するとは限らず、小作に委託する場合が少なくないことは前にも述べた所である。随つて段階説は古代經濟全體に對しては妥當しなとは言はねばならない。一步を譲つて最も奴隸經濟の發展した時代のラティフンディア所有者に就いてのみ主張されるにしても、尙我々はその妥當性を疑ひ得るのである。

凡そ古代の奴隸經濟が最も發達したのは共和末期のローマ社會である。イタリア諸部族の平定、ポエニ戦争・オリエンツ討伐等の連續する戦争は、多くの奴隸をローマに產出した。殊にハンニバル戦後オリエンツとの通商が開けて後は、オリエンツに於ける奴隸賣買によつて多數の奴隸がローマに流れ込んだ。古代奴隸制の最隆盛期は紀元前一世紀のローマにみられるといふマイヤ説(註八)を疑ふ者はない。事實この時期の大土地所有者の家には、織物・裁縫・製靴等種々な手工を行ふ奴隸が住み、時には、醫者奴隸 *servus medicus* の存在さへ跡づけられる(註九)。紀元一世紀の諷刺詩人ペッロニウス *Petronius* の有名な一句「買ひたいものは何もない、何でも家で出来るから、*Nec est quod putes illum quinquam emire, omnia domi nascuntur.*」(註一〇)は、經濟段階説の有力な論據であらう。

共和末期から帝政初期が奴隸經濟の最隆盛期であるならば、この期の奴隸によるラティフンディア經營に於て封鎖的・家内經濟の完成した姿が見られねばならない筈である。果して *Oikewirtschaft* はその *absolut* な意味に於て認められるであらうか。マイヤー、グムメルスと共に疑なきを得ないのである。先づその疑問の主なるものを擧げよう。第

一、共和末期に奴隸によるラティフンディア經營は、全く自己の必要充足 *Selbstgenügnge* のためにのみ行はれたものであるか。第二、そのラティフンディア經營の全行程はその土地所有者の奴隸によつてのみ完了せしめられたのであるか。第三、ラティフンディアは都市經濟から全く獨立してゐたのであるか。言ひかへれば大土地所有者は全く生産者としてのみ *Produzent schlechthin* 存在したのであるか。

共和末期から帝政初期に於けるローマの農業經營に就いて、比較的組織的に記述したもののうち原存する主な史料は、カート、ウマルロ、コルメルラの各農事誌である。彼等の記述の對象は主として中部イタリア南部イタリアのラティフンディア、殊にローマ附近のラティフンディアの經營形態である。<sup>(註一)</sup> それ故、彼等の記述を全ローマ世界のラティフンディア經營とすることは許されない。けれども、ラティフンディア經營の一形態としてこゝに叙述することは許されるであらう。

カートはその農事誌 *de agri cultura* の序文の所で「利益を上げるには貿易や高利貸もある。けれどもそれ等は、危険が伴ひがちであり、時に回收不能に遭遇する。それに對して農業は最も確實である。 *maxime plus quaestus stabilisiusque consequitur*」と言つてゐる。利益 *quaestus* の追求 *rem quaerere* といふ表現は注目すべき言葉である。生産物が直接に家に於て消費される時、利益の出る所はない。利益は生産物の販賣を俟たねばならない筈である。カートもだから「土地所有者は買ふことよりも賣むことを心掛けねばならぬ *patrem familias vendacem, non emacem esse oportet*」<sup>(註二)</sup>と教へるのである。土地を買ふ時は先づその土質・日光に對する關係を檢へねばならない、

とか、農園は都市に接近し水陸の交通の便なる所になければならないといふやうなことも、彼に於いては利益追求といふ原理から必然的に要求される條件である。ウァルロが農業の目的は、利益と快樂であると言つた時(註一四)、カートとウァルロの差違はないと言へるであらう。カートやウァルロの經濟原理はコルメルラに於ても認められるのである。(註一五) 随つて少くもカート、ウァルロ、コルメルラの前には、利益追求のラティフンディア經營が存在したと言はねばならない。かゝる經營に於ては、生産品が家の需要を超え、その餘剰が市場に齎らされる。オリブ油や葡萄酒の製造を地主から請負ふ企業家 *redemptor* があり、(註一六) 耕作を請負つて收穫物を地主との間に分取する企業家 *politor* がある。(註一七) 勿論、耕作、加工は地主の自營が普通である。けれども、*redemptor* や *politor* の存在によつて、生産品が必ずしも地主の家に於て消費されるものでないことが明證されるのである。カート等のラティフンディアの經營が *Selbstgenügnung* のためになかつたことを先づ認めねばならないのである。

然らばラティフンディアの勞働に就いては如何。

ラティフンディアが地主の自己經營 *Eigenbetrieb* である時は、その固定勞働者が奴隸であることは言ふ迄もない。彼等はラティフンディウムに附屬する一軒の住宅 *villa rustica* に合宿する。日常彼等は地主の任命する奴隸監督者 *vilicus* に支配される。では彼等の勞働はラティフンディウムの全生産行程を完了せしめたのであるか。

グムメルスはカートの記述するラティフンディアの勞働者 *operarii* を分析して、一、地主所屬の奴隸 *familia*、二、賃借奴隸 *gemiete fremde Sklaven*、三、日傭賃銀勞働者 *Tageelöhner* としてゐる。(註一八) 相隣接した地主がその所有する奴

隷を賃貸借したことはカートの記述に明示されてゐる。(註二一) オット・ゼックはそこでカートに見える *operarii* の大部分は賃借奴隷であると言つてゐる。(註二二) 併し收穫期に賃借される *operarii* が賃借奴隷とは考へられない。總ての地主が一樣に農繁期に入つた時に賃借される労働者が賃借奴隷であるためには、多くの奴隷を貯へ、隨時これを賃貸するを營業とする別の企業家がなければならぬであらう。けれども古典史料の何處にもかゝる企業家の存在を立證する記録はない。各地主が平素その所有する奴隷で事足りてゐるこの時代に於ては、かゝる企業の發生する餘地はない。のみならず前述の *redemptor* や *politor* はその使用する労働者に賃銀を支拂つてゐる。(註二三) それはこの際注目すべき事實である。何故ならば奴隷の賃借の際は、賃銀支拂はその奴隷所有者になされねばならない。奴隷は如何なる場合も法的人格者たり得ないからである。賃銀によつて結合される *redemptor* や *politor* とその労働者の關係は主人と奴隷の關係ではない。賃銀支拂の契約による關係である。契約は一の私法的行爲であり、契約の主體は法的人格の所有者でなければならぬ。隨つて *operarii* には言はれる *operarii* は奴隷でなくて自由賃銀労働者に相違ないのである。(註二四) ウァルロには明に自由賃銀労働者 *mercenarius* の使用が説かれ、(註二五) コルメルラに於てはその使用が明記されてはゐないけれども、それが使用されたことは、「收穫を急速に行はんとする時は多數の労働者を用ふ *Cogitque plures operas quantocunq̄ue pretio conducere*」(註二六) といふ記述が暗示する。グムメルスがラティフンディアの労働が必ずしも地主の労働でないと主張することを認めねばならない。

以上の論證は、家の生産が家の奴隷労働によつてのみ行はれたとなす段階説が、その字義通りには成立し得ないこ

とを指證したと思ふ。

最後に都市と農村との關係は如何。

既にラティフンディアの餘剰生産 *Überproduktion* が近接する都市に於て消化される以上、生産者としての農村は都市經濟の外にあるとは言へず、都市は又農村經濟の外にあるとは言へない。ではかゝる都市と農村との關係は、農村を常に生産者とし、都市を常に消費者とする一方的依存關係であつたか。

なる程カートもウァルロもコルメルラも、奴隸勞働力の可及的使用を説き、家の必需品を可能的にその奴隸から生産すべきことを勧告する。けれども實際上家に於いて製作されたものは簡単な木製家具・木製器具・編物・綱等に過ぎ

ないのである。<sup>(註二七)</sup> 奴隸の食物としての鹽魚 *maena*・奴隸の着物 *vestimenta familiae*・木靴 *sculpones* を始め、オリ

ブや葡萄を絞る一種の布 *ascinae*・皮紐・陶器類、鐵・銅・鉛の製品、オリブ粉砕の石臼 *trapetus* 等の生産器具に

至る迄盡く都市のマヌファクチャーに仰がねはならなかつた。<sup>(註二八)</sup> 一體ローマに於いて、家内經濟から種々な手工業が獨立

して都市に於ける社會的分業 *Spezialisierung* の成立したのは極めて古い。エトルスキがラティウムに進出して、村落

的ローマを都市に改造した頃<sup>(註二九)</sup> (前七世紀—前五世紀前半) エトルスキの都市生活の影響の下に、既に都市の分業が始つ

たのである。<sup>(註三〇)</sup> 前二世紀のイタリア各都市がそれらの特産物を以て聞えてゐたことは、<sup>(註三一)</sup> 獨立職業の分化と發展とを示

すものに他ならない。かゝる都市の生産は都市の消費に終るのでなく小農やラティフンディア所有者の農村をその市

場としたのである。農村が *geschlossene Wirtschaft* びないと同様<sup>(註三二)</sup> に都市も亦 *geschlossene Wirtschaft* びない。兩

者の生産と消費は相互依存關係であつて、決して一方的な依存關係ではない。言ひ換へればラティフンディア所有者は、生産者 *Produzent* としてのみならず消費者 *Konsument* としても都市經濟に聯關するのである。

カート、ウアルロ、コルメルラに描寫されたラティフンディア經營は、上述の如き生産・勞働・消費の三面からの考察が明示するやうに、決して封鎖された經濟ではない。陶器や鐵器の如き農業經營上に不可欠な器具の製造が、早くから家内經濟から分離獨立してゐるイタリアに於ては、(註三三) 人は鐵がエルバ島、鉛がスペインより輸入される他なかつた

ことを看過してはならない——(註三三) ラティフンディアの非封鎖性は、ひとりローマ近郊のみでなく、イタリア全土のラティ

フンディアに就いても言はれねばならないであらう。随つて如何に奴隸の多面的使用が認められるにしても、經濟段

階説の *Geschlossene Hauswirtschaft* 又は *Oikowirtschaft* は一の極限概念で、それ自體 *absolut* に歴史性をもちとは言へない。この意味に於て筆者もマイヤ及びグムメルス(註三三)の段階説に對する反駁は、縱令その立論のプロセスに若干の疑點ありとしても、事實を凝視する、より歴史家的態度の當然の歸結として、承認さるべきものと信ずるのである。

マイヤ特にグムメルスが精密な事實の分析によつて經濟段階説を批判し駁論した功績は充分高く評價されねばならない。それはそれとして高い價值をもつからである。併し乍ら、それは單に一學説の破壊にのみ終るものではなからうか。ラティフンディアの經營は、彼等の研究によつては未だ新しい學的な概念に迄は高められてゐない。我々はマイヤ、グムメルスのホリゾントに留つてはならない。否、既にマイヤが段階説に言はれる三段階は古代經濟に含まれ

ると主張したことに疑問を持つべきではなからうか。古代經濟は近代的經濟機構を含んだのであるか。恐らく、ラティフンディアが資本主義的農業であるとする通説はマイヤの見解と一致するであらう。貨幣力 *Geldmacht* は古代經濟のあらゆる部門に滲透してゐるかに見える。それはマイヤの説く通りである。併し貨幣經濟の上に立つ農業は直ちに資本主義農業と同意語であるか。抑、ラティフンディアの利益は生産資本に轉化するのであるか。古代は又かかる資本主義が可能であつたか——總じて古代は世界經濟史の上に完結した一の *Stufe* をなさないものであるか。次から次へと生れるかゝる疑問は要するに *Stufentheorie* の再批判を要求するであらう。(未完)

註(一) 高田保馬氏著經濟學新講第一卷。

(一) K. Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft. 4. Aufl.

(二) W. Roscher, Über die Verhältnisse der Nationalökonomie zur Klassischen Altertum. 2. Aufl.

(三) K. Rodbertus, Zur Geschichte d. agrarhistorischen Entwicklung Roms unter den Kaisern. (3, 4. H. Meyer, Gummerus の紹介による)

(四) Bücher, op. cit. S. 117.

(五) Ed. Meyer, Die wirtschaftliche Entwicklung des Altertums; derselbe, Die Sklaverei im Altertum.

(六) H. Gummerus, Der römische Gutsbetrieb. 1906.

(七) Meyer, Die Sklaverei im Altertum, Kl. Schr. Bd. I. S. 208.

(八) Margardt, Das Privatleben der Römer. S. 156.

(九) Petron, Satir. 38.

(一〇) Gummerus, op. cit. S. 17, 55, 76.

- (一一三) Cato, II, 7.
- (一一四) *ibid.* VI, 1, I, 4.
- (一一五) Varro, *rerum rusticarum libri tres*, I, 5.
- (一一六) Gummertus, *op. cit.* S. 79.
- (一一七) Cato, 144, 4.
- (一一八) *ibid.* 145.
- (一一九) *ibid.* c. 10, c. 11.
- (一二〇) *ibid.* c. 4.
- (一二一) *ibid.* c. 5, 4, c. 145.
- (一二二) *ibid.* c. 5, 3.
- (一二三) Otto Seeck, *Gesch. d. Untergang d. antiken Welt*, 2, Aufl. I, S. 559.
- (一二四) Cato, 146, 3.
- (一二五) Gummertus, *op. cit.* S. 25.
- (一二六) Colum. I, 17.
- (一二七) *ibid.* III, 21, 10.
- (一二八) Cato, I, 7; 6, 3; 17, 1; Varr. I, c. 22, 31. Colum. XI, 2, 12.
- (一二九) Cat. c. 135, c. 222, 3.
- (一三〇) Kornemann, Fr. Leifer 等の新説に従ふ。
- (一三一) J. Toutain, *The economic life of the ancient world*, p. 210 ff.
- (一三二) Cato によれば當時各都市の特産品は大體次のやうである。



Roma—tunicas, togas, saga, centones, sculpones, cuculliones, dolla, labra, 及他鐵器、青銅器。

Capua—鑲、青銅器、鐵器、銅器。

Cunae—鑲。

Nola—vasa aenea, trapetus.

Puteoli—鑲。

Suessa, Pompeii, Ruffrium—trapetus.

(三十一) Gummerus, op. cit. S. 40 f.

(三十二) ibid. S. 46.